

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



携帯電話に届く 架空請求にご注意!!

事例①

携帯電話に突然、「有料動画サイト料金が未納です。至急連絡してください。今日中に連絡がない場合は法的手続きに入ります」というメールが届いた。連絡先の電話番号が書いてある。電話をした方がよいか。



相手が誰か分からずにメールを送っている可能性があります。電話をすると高額な料金を請求される場合があります。

事例②

スマートフォンに「有料動画サイトが未納。至急、連絡するように」というメールが届いたので、あわてて業者に連絡した。

「長期間滞納しているの、30万円が必要だ。コンビニで30万円分の電子マネーカードを買って、その番号を教えろ」と業者に言われ、伝えてしまった。返金してほしい。

相手に電子マネーカード番号を伝えることは「カードの価値＝お金」を渡すことと同じです。取り戻すことは困難です。

トラブルを避けるには？

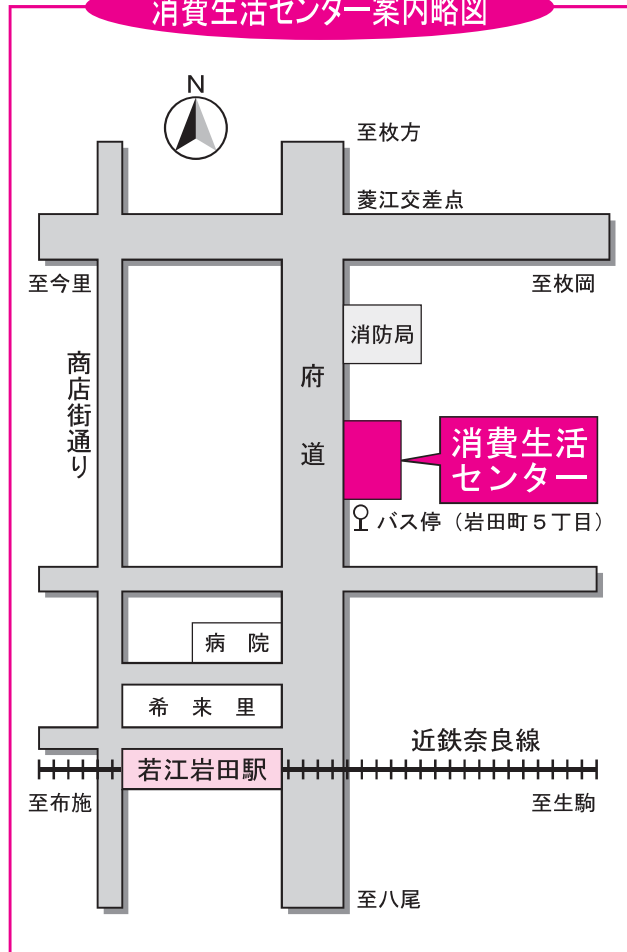
- 覚えのない請求や不審だと思える請求には、電話やメールで連絡しないようにしてください。
- 業者に法的手段に入るなど脅かされても支払いには応じず、消費生活センターに相談してください。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!